

平成20年第3回尾鷲市議会定例会会議録

平成20年9月3日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成20年9月3日(水)午前10時開会

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第47号 | 平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決について |
| 日程第 4 | 議案第48号 | 平成20年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の議決について |
| 日程第 5 | 議案第49号 | 平成20年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)の議決について |
| 日程第 6 | 議案第50号 | 平成20年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第1号)の議決について |
| 日程第 7 | 議案第51号 | 市長及び副市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について
(提案説明、審議留保) |
| 日程第 8 | 議案第52号 | 尾鷲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第53号 | 尾鷲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決) |
| 日程第10 | 議案第54号 | 尾鷲市教育委員会委員の選任について
(提案説明、質疑、討論、採決) |
| 日程第11 | 議案第55号 | 平成19年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第56号 | 平成19年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第57号 | 平成19年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第58号 | 平成19年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳 |

出決算の認定について

日程第15 議案第59号 平成19年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について

日程第16 議案第60号 平成19年度尾鷲市水道事業会計決算の認定について

(提案説明、審議留保)

日程第17 報告第10号 平成19年度健全化判断比率及び平成19年度資金不足比率の報告について

(報告、質疑)

出席議員(13名)

1番 神保美也 議員	2番 内山鉄芳 議員
3番 三鬼孝之 議員	5番 真井紀夫 議員
7番 三鬼和昭 議員	8番 高村泰徳 議員
9番 與谷公孝 議員	10番 端無徹也 議員
11番 濱中佳芳子 議員	12番 北村道生 議員
13番 村田幸隆 議員	15番 中垣克朗 議員
16番 南靖久 議員	

欠席議員(2名)

4番 田中勲 議員	14番 濱口文生 議員
-----------	-------------

説明のため出席した者

市 長	奥田尚佳 君
会計管理者兼出納室長	湯浅英男 君
市長公室長	栗藤和治 君
総務課長兼防災危機管理室長	川口明則 君
税務課長	世古正太郎 君
福祉保健課長	宮本忠明 君
環境課長	楠文治 君

環境課廃棄物・資源リサイクル担当調整監	佐々木	進	君
市民サービス課長	山下	恭徳	君
建設課長	北村	都志雄	君
新産業創造課長	奥村	英仁	君
水産農林課長	岩出	育雄	君
水道部長	川端	直之	君
尾鷲総合病院事務長	大倉	良繁	君
尾鷲総合病院総務課長	大川	一文	君
尾鷲総合病院医事課長	世古	譲治	君
教育委員長	北澤	雅臣	君
教育長	田中	稔昭	君
教育委員会教育総務課長	吉澤	壽朗	君
教育委員会生涯学習課長	三木	正尚	君
教育委員会学校教育担当調整監	玉津	勲哉	君
監査委員	濱田	俊次	君
監査委員事務局長	濱野	薫久	君

議会事務局職員出席者

事務局長	山本	和夫
議事・調査係長	内山	雅善
議事・調査係主査	竹平	専作

〔開会 午前10時00分〕

議長（與谷公孝議員） これより平成20年第3回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） 皆さん、おはようございます。

本日は、議員の皆様には、平成20年第3回定例会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。提出議案につきましては、何とぞよろしくご審議をいただき、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（與谷公孝議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、4番、田中勲議員、14番、濱口文生議員、お二人とも病気のため欠席であります。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において8番、高村泰徳議員、10番、端無徹也議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から9月25日までの23日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月25日までの23日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第47号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第3

号)の議決について」から、日程第7、議案第51号「市長及び副市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」までの計5議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました5議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(奥田尚佳君)登壇〕

市長(奥田尚佳君) 平成20年第3回定例会の開会に当たり、議案についての提案説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、水産農林業についてであります。

水産振興におきましては、水産資源の増大と山林資源の有効利用を目的に、FSC材である市有林の間伐材を利用したアオリイカの産卵床を、市内の各漁協地先やダイビングスポットに設置しました。設置後の潜水調査では、ほとんどの産卵床に卵が産みつけられており、間伐材の産卵床が有効であることを確認いたしました。

次に、県単沿岸漁場整備事業による藻場の造成につきましては、これまで藻場造成事業で実施した藻場の植生調査や種苗の供給・食害対策などの機能強化を実施しており、今後も水産資源の保護増殖に努めていきたいと考えております。

また、漁業後継者対策事業につきましては、東紀州地域雇用創造推進協議会と協働で、来る11月15日から18日までの間、専門的な漁業研修を尾鷲市漁業体験教室の中で実施し、地場産業の雇用確保につなげてまいりたいと考えております。

水産基盤整備事業につきましては、漁港海岸施設である防潮扉の整備点検を終え、現在、動力化に向けた事業計画の策定を行っております。

次に、農業振興におきましては、平成9年度から整備が進められておりました三木里町上岡地区の県営ふるさと農道整備事業も、先月下旬、総延長900メートル、総事業費3億6,640万円で完成をいたしました。この農道整備により、農業振興面での利用はもとより、高台の道路で津波の被害を受けないことから、東海、東南海・南海地震などの大規模災害時の避難路や緊急物資の輸送路としての活用も期待されており、早期の供用開始を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、林業振興についてであります。本市ではこれまでも森林整備の効率化を図るため、林道整備時を継続実施しており、今年度は栃川原線開設工事及び川原木屋線の改良工事を森林居住環境整備事業の活用により実施してまいります。

次に、市有林事業についてですが、平成24年から33カ年にわたる主伐事業に向け、現地調査や施業方法を検討するとともに、木材価格の変動等にも注視しながら諸準備を進めてまいります。

尾鷲林業の普及啓発事業につきましては、今年度も「森林を身近な存在へ」をテーマに、尾鷲ヒノキを利用したイベント「尾鷲の木in熊野古道」を10月に開催いたします。本事業につきましては、県・尾鷲木材協同組合と合同で、古道センター及び夢古道おわせを会場に実施し、尾鷲林業や森林の持つ公益的機能への理解を深めていただくとともに、木材製品・FSC材の普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、海洋深層水事業についてであります。

みえ尾鷲海洋深層水取水・分水施設アクアステーションにつきましては、尾鷲商工会議所を指定管理者として順調な施設運営を行っております。水産業利用においては、今年の夏は特に暑かったこともあり、活魚運搬車の深層水利用が増加しております。その他産業では、大手食品会社を始め、食品分野を中心にみえ尾鷲海洋深層水利用協議会への参加企業もふえ、みえ尾鷲海洋深層水のブランドマークをつけた新商品も販売されてきております。

また、さらなる深層水の利活用を図るため、これまで取り組んできたハバノリやアワビの養殖に、ワサビなどの農産物も加えた複合的で、より効率的な深層水の利活用の手法やシステム研究に三重大学等と連携して取り組んでまいります。

次に、農商工等連携事業についてであります。この事業は、本年7月に施行された農商工等連携促進法に基づき、経済産業省、農林水産省が連携し、省庁の枠組みを超えて進められるものであります。中小企業者と農林漁業者が連携し、相互の経営資源を活用しながら、協働で新商品や新サービスを生み出し、工夫を凝らした取り組みを展開することで、それぞれの経営改善を目的としております。本市でも海洋深層水からつくる塩をベースに、農商工等連携事業計画を策定し、申請がなされているところです。

次に、商工振興事業についてであります。

本市では、平成17年度から特産品開発塾を開講し、地域資源を活用しながら、

尾鷲の特色ある特産品づくりに取り組んでまいりました。本年度からは、視点を変えて、夢古道おわせの指定管理者である株式会社熊野古道おわせや商工会議所と、より緊密に連携しながら新たな販売戦略や販路開拓に取り組んでいきます。そのため、地場特産品情報交流センターでの取り組みの推進はもとより、特産品のパッケージ化やマダイ弁当等の開発に取り組んでまいります。

次に、今年5月にオープンした夢古道の湯につきましては、予想以上の入浴客数となっており、相乗効果もあってスカイフードレストラン等も順調に運営されています。また、7月には、みどりの協会から寄贈されました木製遊具を設置した公園も完成し、より集客交流に寄与するものと期待しているところです。

次に、東紀州最大級の踊りイベント熊野古道まつりが、熊野古道センターをメインステージに10月25日、26日に開催されます。このイベントは、世界遺産に登録された熊野古道のPRはもとより、地域外からの皆様との交流促進、地域の活性化を目的として開催されます。

次に、本市の伝統芸能尾鷲節を通じた集客交流を目的に、第24回全国尾鷲節コンクールを11月8日、9日の2日間にわたって、せぎやまホールを会場に物産展等もあわせて開催いたします。

次に、今年で5回目を迎えます、おわせ海・山ツデーウォークにつきましては、主会場を熊野古道センターとして、11月15日、16日の2日間にわたり、記念大会として新たに二つの特別コースを加え、全8コースを設定して開催いたします。これまでと同様、日本ウォーキング協会公認のコースとして、オールジャパンウォーキングカップ認定大会など、三つの公認をいただいております。全国のウォーキングファンに広くPRしてまいりたいと考えております。

次に、先月2日に開催された第58回おわせ港まつりにつきましては、尾鷲観光物産協会を中心に、おわせ港まつり実行委員会を始め、さまざまな市民団体や個人の皆様にも参加いただき、市民参加型のイベントとして取り組んでまいりました。おかげさまで、市内の商店や事業所はもとより、大変多くの市民の皆様にご協賛をいただき、深く感謝を申し上げます。大会当日は天候にも恵まれ、予定どおり日中のイタダキ市、カッター大会のほか「元気なチビッコ集まれ！魚つかみ大会」も大盛況のうちに開催することができました。夕方からの特設ステージでは、尾鷲節親善大使の武たつ也特別公演を始め、尾鷲節保存会等のイベント、花火大会など、1日を通して市内外の多くの皆様にも本大会を楽しんでいただくことができました。

また、大会の運営において、会場内で実施しているごみナビゲートによるごみの分別回収は、今年も多くのボランティアの方々にご参加いただくとともに、大会終了後の清掃活動に多くの市民の皆様にご協力いただきましたことに、改めて御礼を申し上げます。

次に、福祉施策についてであります。

乳幼児医療・ひとり親医療・心身医療の福祉医療費ですが、本年9月診療分から乳幼児医療費助成対象者を入院・通院とも小学校入学前までに拡大いたしました。また、新たに精神障がい者保健福祉手帳1級所持者の方々に、通院費用の助成を実施するため、対象者への通知を行っております。

一方、先月から実施しております透析患者の方々への通院費用助成につきましては、尾鷲総合病院透析外来にポスターを掲示するとともに、患者の方々に助成事業についての説明を行っており、既に10名の助成対象者が手続をされています。

次に、今年度、本市が国に申請しました「尾鷲よいとこ元気波及プロジェクト」が、老人保健事業推進費等補助事業である未来思考研究プロジェクトに採択されました。介護保険制度の改正に伴い、介護を必要としない健康状態の保持を目的に、筋力向上運動の導入等の介護予防事業の普及・実践が各地で行われていますが、明らかな効果があらわれていないのが現状です。これらの事業を効果的に進めるために、本補助事業を活用し、市内の65歳以上の高齢者を対象としたアンケート調査の実施や健康づくり講演会を開催します。また、健康づくりのための日常的に実践できるプログラム開発、実証プログラムとして、高齢者を対象とした講座の開設や介護予防事業者の資質向上を目的とした人材育成講座もあわせて開催してまいります。

なお、本事業の実施に当たっては、熊野古道センター及び夢古道の湯を有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、病院事業についてであります。

近年、全国的に乳がんの患者が急速にふえ、毎年多くの方がとうとい命を失っています。日本女性の乳がん発症率は極めて高く、がんによる女性の死亡原因の第1位になっています。本市におきましても、従前から市民の皆様にご乳がん検診を推奨しておりますが、依然としてその受診率が低いのが現状です。尾鷲総合病院では、医師不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされている中、新たに月曜日から金曜日にかけて乳腺外来を開設いたしました。特に毎月第4月曜日に三重大

学医学部乳腺センター教授に来ていただくことになり、既に先月25日に初めての診察が行われ、受診された方々にご好評をいただいています。乳がんは早期発見・早期治療が非常に大切なことであり、一人でも多くの女性に乳腺外来を利用していただきたいと思っております。

次に、中川における悪臭問題についてであります。

水産加工センターが昨年9月に操業を停止したことにより、中川流域で大きな問題は発生することなく1年が経過しております。同センターは、本年5月2日に施設の廃止届を提出し、5月26日に施設の解体に着手しており、今月中の完了を目指して作業を進めています。

一方、クチスボダム湖については、先月5日に電源開発株式会社、県、本市の立ち会いのもと、三重大学の前田教授が浮遊堆積物等の調査を行い、その調査結果が先月28日に本市に報告されました。翌日、中川悪臭問題に係る対策協議会、生活文教常任委員会を開催していただき、その調査結果を報告いたしました。ダム湖の調査結果では、自然浄化等によりほとんど影響のない状況にまで改善されていきました。今後は、行われている施設の解体工事が完了するまで監視を継続し、場内の廃棄物処理状況を確認してまいります。

次に、防災対策についてであります。

まず、先月31日に実施した平成20年度尾鷲市総合防災訓練についてであります。当日は天候不良であったため、規模を縮小した訓練となりましたが、約1,400名の市民が参加する中、緊急地震速報により大きな揺れを感じる前の火のもとの確認や自己の安全確保、津波情報を活用した迅速な避難訓練を行いました。また、尾鷲小学校などの3カ所のサブ会場では、ゆる体操、防災講話、救急救護訓練を実施し、特に災害時の避難所生活時のエコノミークラス症候群予防に効果があると言われる、ゆる体操は、全国で初めて防災訓練で実施いたしました。

次に、防災無線の戸別受信機の有償配布についてですが、本年度は100台の受信機の配布を予定しています。価格は1台3万4,000円で、その2分の1相当額は本市が負担いたします。受信機の設置の際には、試験調整費等が別途必要となりますが、正確な防災情報の伝達が防災・減災対策につながると考えていますので、ご利用いただきしたいと思います。

次に、教育行政についてであります。

学校の耐震化につきましては、4月に就任して以降、平成19年度に策定され

ました総額35億円、9年間に及ぶ耐震計画を、関係課と協議を重ね、計画の見直しを行ってまいりました。これら計画の変更をご理解していただくため、市PTA联合会を始め尾鷲中学校、尾鷲小学校の関係者の方々と懇談会を行っております。今後は、その他の学校の関係者の皆様とも意見を交換する場を設けることを考えております。

具体的に耐震化を進めていくために、耐震総合計画の策定が必要となり、本定例会に国土交通省の住宅建築物耐震改修等事業補助金を活用した小中学校耐震整備総合計画策定業務委託料2,249万5,000円を補正予算に計上しております。

次に、九鬼中学校の統合問題についてであります。先月7日に開催された九鬼・早田地区の教育懇談会において、今年度をもって九鬼中学校を閉校し、輪内中学校に統合することが決定されました。できるものなら存続してほしいというご意見もありましたが、来年度の在校生が入学する2名のみという状況を踏まえ、保護者や地域の方々が苦渋の決断をされたものと重く受けとめております。今後の九鬼中学校につきましては、地域の方々と十分に協議しながら有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、生涯学習についてであります。昨年度、文部科学省において放課後子ども教室推進事業が創設されました。これを受けて、本市でも放課後の子供の居場所づくり施策を、学校内や公民館等に地域の方々の参画を得て、子供たちに豊かで健やかな心身がはぐくまれる環境づくりを推進しようと、昨年11月から放課後子どもプラン運営委員会を設置して検討を重ねており、今年度中に拠点を設けて事業を推進してまいります。

次に、都市基盤整備についてであります。

まず、近畿自動車道紀勢線では、去る6月28日に、多気町において大宮大台 - 紀勢間における舗装工事の火入れ式がとり行われ、平成20年度の完成を目指して、現在、舗装・施設工事が進められております。また、新直轄区間においては、平成20年3月末までの工事発注ベースで、紀伊長島 - 海山間が26%、海山 - 尾鷲北間が58%。熊野尾鷲道路では、本年4月に開通した尾鷲南 - 三木里間以外でも三木里 - 賀田間が35%、賀田 - 新鹿間が41%の工事進捗率となっております。熊野尾鷲道路の開通により、古江以南の地区の方々も本道路を利用されており、利便性の高い道路となりました。また、救急時においてもスムーズな搬送・収容などにもつながり、安心して暮らせる生活環境も整備されつつあり

ます。

一方、市内の幹線道路の整備においては、先月28日の臨時会で議決された市道梅ノ木谷線道路改良事業は、早期完成を目指して着手したところです。

次に、三木里インター線搬入土砂問題についてであります。

本年7月1日に、県、市、地元による三木里インター線搬入土砂問題環境調査協議会が開催され、盛り土部分の鉛の基準超過に対応するため、5人の学識経験者による三木里インター線搬入土砂問題検討委員会の設置が決定されました。先月6日に第1回検討委員会が開催され、今後は、この検討委員会の協議の動向を注視しながら市の対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、尾鷲市地域公共交通活性化協議会についてであります。

本市の公共交通を取り巻く環境は、人口減少社会への変動期を迎えていることや、モータリゼーションの進展などにより、利用者が年々減少し、大変厳しい状況にあります。このような状況を踏まえ、本年5月に持続可能な交通体系の構築を目指し、尾鷲市地域公共交通活性化協議会を設置いたしました。本協議会は、本年7月に地域公共交通活性化・再生総合事業に採択され、国土交通省の支援を受けながら、公共交通に関するアンケート調査や住民説明会の開催などから地域の意見を集約し、今後の公共交通の指針となる地域公共交通総合連携計画を策定しようとするものです。また、来春からの実証運行を目指した実施計画を策定し、3年間の補助期間の中で問題点を抽出しながら、最も地域に適した交通体系を構築してまいります。

次に、出張所及び各公民館の充実ですが、出張所の所在地区以外の五つの公民館で、戸籍・住民票などの証明書の試験発行を本年4月8日から開始し、8月31日現在で307件の各種証明書の発行を行いました。公民館での戸籍・住民票などの諸証明発行については、住民の利便性を高めるため、業務内容等の見直しを図りながら本格運用につなげてまいります。

それでは、続きまして、議案第47号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決について」から議案第50号「平成20年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第1号)の議決について」までの4議案についてご説明いたします。

それでは、お手元に配付の一般会計補正予算(第3号)主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で4億5,155万2,000円、国民健康保険事業会計で7,663万7,000円、

老人保健医療事業会計で3,948万4,000円、病院事業会計で325万5,000円をそれぞれ追加し、これにより各会計を含めた予算総額を187億78万1,000円とするものであります。

まず、一般会計からご説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の主な概要につきましては、9款地方交付税が普通交付税の確定に伴い1億6,953万円の増額であります。

13款国庫支出金は、2,177万円の増額です。これは児童扶養手当負担金133万4,000円や、老人保健健康増進等補助金753万6,000円、浄化槽設置整備事業補助金197万9,000円、小中学校耐震整備総合計画策定業務に係る住宅建築物耐震改修等事業補助金566万5,000円などによるものであります。

14款県支出金は、710万6,000円の増額です。これは旧古江小学校進入路改修工事に伴う過疎市町等地域づくり支援事業補助金300万円や、浄化槽設置整備事業補助金197万9,000円、市内小学校及び幼稚園、保育所の合計18カ所に導入する緊急地震速報設備に係る緊急地震対策促進事業補助金75万6,000円などによるものです。

16款寄附金は、31万8,000円の増額です。これは市民からの社会福祉寄附金23万8,000円と、ふるさと納税による県外の方からの寄附金が2件で8万円です。

17款繰入金は、老人保健医療事業会計から前年度精算金として3,340万1,000円を繰り入れるものです。

18款繰越金2億636万8,000円の増額は、平成19年度決算に伴う繰越金であります。

19款諸収入は、765万9,000円の増額です。これは土砂災害情報相互通報システム整備事業受託事業収入191万4,000円と受託造林事業収入506万3,000円などであります。

20款市債540万円は、追加として港湾整備事業債220万円と起債対象額の増額による道路整備事業債140万円、借入限度額の確定による臨時財政対策債180万円の増額であります。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりです。このうち主なものについて次のページで説明いたします。

4ページをごらんください。

まず、総務費ですが、一般管理経費では、事業費支弁人件費に組みかえる職員給料94万2,000円の減額や、軽自動車購入費105万6,000円、庁舎空調設備修繕料50万円の計上、財産管理経費は、基金積立金の財政調整基金積立金が2億8,554万6,000円、減債基金積立金7,000万円、地域福祉基金23万9,000円、防災費は、事業費支弁人件費として職員給料に94万2,000円、旧古江小学校進入路改良工事費828万6,000円を、税務総務費は、年金特別徴収システム委託料892万5,000円などを計上しています。

民生費では、社会福祉総務費で、国民健康保険事業特別会計に出産育児一時金として210万円を繰り出します。老人福祉費は、老人保健健康増進事業費753万6,000円、老人医療費は、老人保健医療事業特別会計繰出金として37万5,000円、自立支援給付事業は、ケアホーム重度障がい者支援体制強化事業47万5,000円を、児童措置費は、市内7保育所に対する緊急地震速報設備整備事業58万8,000円の計上、加配保育士4名を配置するための障がい児保育事業補助金900万5,000円の増額、母子福祉費は、対象者の増加による児童扶養手当給付事業400万4,000円の増額、生活保護費総務費及び地域改善事業費は、前年度精算金として国、県への返還金それぞれ53万1,000円、5万4,000円を計上しています。

続きまして、5ページをごらんください。

衛生費では、保健事業普及費で、検診用体重計購入費22万4,000円を計上、環境調査対策費は、浄化槽設置整備補助金593万8,000円の増額、斎場管理費は、委託料の確定による72万3,000円の減額、下水道整備費は、市内各所排水溝修繕料100万円を計上しております。

次に、農林水産業費であります。

農地費では、三木里地内の農業用排水路改良工事として90万円の計上です。

受託造林費では、受託事業の増加に伴う管理費15万円、保育費306万3,000円、植付費185万円を増額しております。

商工費では、商工振興費で、尾鷲市小規模事業資金保証料補給金3万4,000円の増額と、観光費で、夢古道おわせアプローチ階段修繕料191

万3,000円を計上しています。

土木費では、土木総務費で、尾鷲市幹線道路建設促進同盟会負担金30万円の減額、道路橋梁総務費は、畦畔測量分筆登記手数料41万3,000円、道路維持費は、市内各所道路修繕料300万円、砂防費は、古江地区の急傾斜地崩壊対策事業地元負担金200万円を計上し、港湾管理費は、尾鷲港国補港湾改修事業地元負担金250万円、街路事業費は、尾鷲港新田線工事費278万6,000円の増額です。

続きまして、6ページをごらんください。

住宅管理費では、住宅建築物耐震改修事業委託料など155万7,000円の増額です。

消防費では、三重紀北消防組合負担金402万7,000円の減額です。

教育費では、事務局費で、小中学校の耐震整備に係る総合計画策定委託料として2,249万5,000円を計上、小学校費、中学校費、幼稚園費は、緊急地震速報設備整備事業として、それぞれ8校分67万2,000円、3校分25万2,000円、3園分25万2,000円を計上、社会教育総務費は、放課後子ども教室推進事業として46万2,000円の増額、公民館費は、中央公民館前駐車場改良事業として13万3,000円を計上しています。

公債費は、前年度の借入額及び借入利息の確定に伴う市債利子償還金133万7,000円の減額です。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

複合機使用料は、プリンター等機器の更新によるもので、その期間を平成21年度から平成25年度まで、限度額を3,500万円とするものであります。

続きまして、特別会計についてご説明いたします。

7ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計は、7,663万7,000円を追加し、歳入歳出総額を31億9,924万3,000円とするものです。歳入では、前期高齢者交付金4億966万円、繰入金210万円、繰越金8,269万2,000円をそれぞれ増額し、国庫支出金3億6,681万4,000円、県支出金79万1,000円、共同事業交付金5,021万円をそれぞれ減額するものです。歳出につきましては、総務費17万5,000円、保険給付費1,720万3,000円、前期高齢者納付金等8万9,000円、老人保健拠出金1,102万9,000円、保健事業費117万5,000円、諸支出金2,807万3,000円、基金積立

金 8,124万4,000円をそれぞれ増額し、後期高齢者納付金等 112万6,000円、介護納付金 3,336万円、共同事業拠出金 2,786万5,000円をそれぞれ減額するものです。

次に、8ページをごらんください。

老人保健医療事業特別会計は、3,948万4,000円を追加し、歳入歳出総額を3億7,680万9,000円とするものです。歳入では、支払基金交付金 496万3,000円、繰入金 37万5,000円、繰越金 3,414万6,000円をそれぞれ増額し、歳出で総務費 37万5,000円、諸支出金 3,910万9,000円を増額するものです。

続きまして、企業会計についてご説明いたします。

9ページをごらんください。

病院事業会計であります。

まず、収益的収入及び支出であります。収入は、医業収益 150万円の増額、支出では医業費用 586万5,000円を増額するものです。資本的収入及び支出では、収入は、企業債 470万円の減額と補助金 204万5,000円の増額、支出は建設改良費 261万円を減額するものです。

次に、条例案等についてご説明いたします。

議案第51号「市長及び副市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」につきましても、本市の財政状況は依然として厳しい状況が続いていることから、平成20年10月1日から平成24年3月31日までの約4年間、市長、副市長の給料月額5%削減、期末手当の10%減額を実施する一部改正であります。

以上をもちまして、「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）案」などの5議案の説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（與谷公孝議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第8、議案第52号「尾鷲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について」及び日程第9、議案第53号「尾鷲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」の2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました2議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） それでは、続きまして、議案第52号「尾鷲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について」につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が本年6月11日に成立、同月18日に公布され、議員活動の範囲を明確化する地方自治法第100条第12項が新設されたことに伴い、引用条文を改めることによる一部改正であります。

次に、議案第53号「尾鷲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が本年6月11日に成立し、同月18日に公布されたことに伴い、議員の報酬の支払い方法等がほかの行政委員会の委員等の報酬方法と異なっていることを明確化するため、報酬の名称を議員報酬に改めようとする一部改正であります。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（與谷公孝議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより2議案に対する質疑に入ります。ただいまのところ通告はございません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ご質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第52号「尾鷲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について」及び議案第53号「尾鷲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ご異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております2議案については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決を行います。

最初に、日程第 8、議案第 5 2 号「尾鷲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について」を採決いたします。本議案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第 5 2 号「尾鷲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 5 3 号「尾鷲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。本議案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第 5 3 号「尾鷲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 5 4 号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」を議題といたします。

それでは、ここで田中稔昭教育長の退席を求めます。

〔教育長(田中稔昭君)退席〕

議長(與谷公孝議員) 事務局長をして、お手元に配付の議案の朗読をいたさせます。
事務局長。

(事 務 局 長 朗 読)

議長(與谷公孝議員) ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(奥田尚佳君)登壇〕

市長(奥田尚佳君) それでは、議案第 5 4 号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」につきましては、田中稔昭氏の任期が平成 20 年 10 月 10 日をもって満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、尾鷲市教育委員会委員として再任いたしたく議会の同意を求めるところでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（與谷公孝議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本議案に対する質疑に入ります。ただいまのところ通告はございません。ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ご質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第54号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ご異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております本議案につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決を行います。

日程第10、議案第54号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（與谷公孝議員） 起立全員であります。

よって、原案のとおり同意することに決しました。

ここで田中稔昭教育長の入場を求めます。

〔教育長（田中稔昭君）入場〕

議長（與谷公孝議員） この際、尾鷲市教育委員に再任されました田中教育長よりごあいさつがありますので、これを許可いたします。

教育長。

〔教育長（田中稔昭君）登壇〕

教育長（田中稔昭君） ただいま次期教育委員として再任のご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。この6月より、ちょうど3カ月になりますが、教育長を務めさせていただきました。正直に申し上げまして、教育行政をリードしていく立場にあるものの、果たしてこの自分がその職に適性であるかどうかということについて自問自答する毎日が続いております。それは、難問山積する教

育行政の場において、理想と現実のギャップが非常に大きいことに苦しむ毎日でもございました。

例えば、学校耐震化の問題一つをとりましたが、地方財政の逼迫という現状を理解しながらも、教育の基本命題であります子供たちの安心・安全の確保という、その問題をどう解決していくかということが非常に頭を悩ます問題でもございました。

学校教育、生涯学習、いずれをとりましたが、それぞれの事業の継続発展を願いながら、それぞれの事業にはさまざまな制約が現在かかってきております。そういう意味で、その諸問題の解決のために微力ながら尽くしたいと考えておりますけれども、これには市民のご理解あるいは関係部局のご協力がなければどうしようもございません。さらに議員の皆様には、今後ともいろんな意味でご指導やご鞭撻をお願い申し上げまして、私のごあいさつといたします。よろしく願います。

(拍手)

議長(與谷公孝議員) ありがとうございました。

ここで10分間休憩いたします。再開は11時5分より再開いたします。

[休憩 午前10時55分]

[再開 午前11時05分]

議長(與谷公孝議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第11、議案第55号「平成19年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第16、議案第60号「平成19年度尾鷲市水道事業会計決算の認定について」までの計6議案を一括議題といたします。

ただいま議題の6議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。
市長。

[市長(奥田尚佳君)登壇]

市長(奥田尚佳君) それでは、続きまして、議案第55号「平成19年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第58号「平成19年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであり、4議案につきましては会計管理者から説明させます。

議案第59号「平成19年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」につきましては、病院事務長から、議案第60号「平成19年度尾鷲市水道事業会計決

算の認定について」につきましては、水道部長からそれぞれ説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（與谷公孝議員） 会計管理者。

〔会計管理者兼出納室長（湯浅英男君）登壇〕

会計管理者兼出納室長（湯浅英男君） それでは、議案第55号「平成19年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第58号「平成19年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの計4議案につきまして、お手元の平成19年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書に基づき、それぞれの決算概要をご説明いたします。

1ページをごらんください。

この表は、一般会計及び特別会計の決算総括表であります。

各会計別に見てみますと、一般会計では歳入歳出とも予算現額は同額の95億6,622万3,000円に対し、歳入決算額は96億285万1,661円で、予算現額に対する収入率は100.3%となっております。歳出決算額は、93億9,648万2,316円で、執行率は98.2%であります。翌年度へ繰り越すべき歳入歳出差引残額は2億636万9,345円となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計でございますが、歳入歳出とも予算現額は同額の31億5,942万9,000円に対し、歳入決算額は31億2,871万972円で99.0%の収入率であります。歳出決算額は30億1万8,968円で、執行率は94.9%であります。歳入歳出差引残額は1億2,869万2,004円となっております。

老人保健医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の34億8,007万3,000円に対し、歳入決算額は31億3,122万6,401円で、89.9%の収入率であります。歳出決算額は30億9,708万443円で、執行率は88.9%、歳入歳出差引残額は3,414万5,958円となっております。

公共下水道事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の276万6,000円に対し決算額は歳入歳出とも同額の276万5,070円で、歳入歳出差引残額はゼロであります。

以上、平成19年度の決算総額は、総合計額のとおり、歳入歳出とも予算現額は同額の162億849万1,000円に対し、歳入決算額は158億6,555万4,104円で、97.8%の収入率であります。歳出決算額は154

億 9,634万6,797円で、執行率は95.6%であります。歳入歳出差引残額は3億6,920万7,307円となり、これを平成20年度へ繰り越しいたします。

次に、2ページをごらんください。

実質収支額ですが、区分3の歳入歳出差引額から繰越明許費等の繰越額を差し引いたものが実質収支額となりますが、本年度は、一般会計・特別会計とも区分4の翌年度へ繰越すべき財源がありませんので、一般会計での歳入歳出差引額2億636万9,345円が平成20年度への繰越財源となります。

また、国民健康保険事業特別会計以下各特別会計の実質収支額は記載のとおりであります。

それでは、一般会計歳入歳出決算からご説明いたします。

3、4ページをごらんください。

この表は、一般会計の歳入款別決算額調でございます。各款別の主なものにつきましてご説明いたします。なお、この表の備考欄には、主要な科目につきまして、収入済額の平成18年度との比較増減額と増減の主な理由を記載してありますのでご参照ください。

第1款市税は、予算現額24億7,612万1,000円に対し、調定額は30億3,223万4,160円、収入済額は25億2,346万3,310円で、前年度と比較して1億7,303万6,274円の増収であります。不納欠損額は、178件の5,058万6,497円で、前年度と比較しまして3,371万1,701円の増額で、収入未済額は4億5,818万4,353円で、前年度と比較しまして6,499万1,759円の減額であります。収納率は83.2%で、前年度より1.9ポイント上昇しております。

第2款地方譲与税の収入済額は9,016万9,445円で、前年度と比較しまして1億4,581万2,761円の減額となりました。

第3款利子割交付金の収入済額は1,136万8,000円。

第4款配当割交付金の収入済額は1,142万8,000円。

第5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は843万4,000円。

第6款地方消費税交付金の収入済額は2億733万8,000円。

第7款自動車取得税交付金の収入済額は5,081万3,000円。

第8款地方特例交付金の収入済額は1,403万2,000円であります。

次に、5、6ページをごらんください。

第9款地方交付税の収入済額は29億6,537万1,000円。

第10款交通安全対策特別交付金の収入済額は404万5,000円。

第11款分担金及び負担金の収入済額は1億4,516万1,531円で、前年度と比較して1,607万9,156円の減額で、収入未済額は383万8,300円であります。

第12款使用料及び手数料の収入済額は1億1,004万844円で、前年度と比較して700万2,815円の減額。不納欠損額は20件の6万7,200円で、収入未済額は457万5,590円であります。

第13款国庫支出金の収入済額は6億5,094万7,131円。

第14款県支出金の収入済額は6億6,974万2,914円。

第15款財産収入の収入済額は7,247万663円であります。

次に、7、8ページをごらんください。

第16款寄附金の収入済額は961万4,663円。

第17款繰入金の収入済額は5億2,740万7,173円。

第18款繰越金の収入済額は1億5,032万3,616円。

第19款諸収入の収入済額は4億1,728万1,271円で、前年度と比較して2億4,492万5,372円の増額であります。主な要因は雑入で、株式会社クボタからの尾鷲市クリーンセンター建設工事入札談合事件に伴う独占禁止法違反による損害賠償金によるものであります。収入未済額は145万7,207円であります。

第20款市債の収入済額は6億7,870万円で、繰越明許費の収入済額は1億7,344万6,100円、事故繰越の収入済額は1億1,125万4,000円であります。

歳入合計は、予算現額95億6,622万3,000円、調定額101億2,156万808円、収入済額は96億285万1,661円で、前年度と比較して5億3,077万3,033円の減額、率にして5.2%の減少でございます。不納欠損額は5,065万3,697円、収入未済額は4億6,805万5,450円であります。なお、収入未済額の大半は市税であります。予算現額に対し、収入済額は3,662万8,661円の増額で、収入率は100.3%、収納率は94.8%であります。

以上、3ページから8ページまでの歳入の主要部分のご説明をいたしましたが、参考までに予算現額と収入済額との比較で、各節の増減額50万円以上のものに

つきましては、その主な理由を35ページから38ページに掲載しておりますのでご参照ください。

次に、9、10ページをごらんください。

歳出款別決算額調であります。

歳入同様、主なものにつきましてご説明いたします。

第1款議会費は、支出済額約1億3,968万9,840円で、前年度と比較しまして769万3,953円の減額で、執行率は98.7%であります。

第2款総務費は、支出済額17億5,498万1,966円で、前年度と比較して1億2,785万9,771円の増額で、執行率は97.9%であります。

第3款民生費は、支出済額25億3,145万4,224円で、前年度と比較して5,082万4,931円の増額、翌年度繰越額は4,000万円で、地域介護・福祉空間整備補助金分で、執行率は97.4%であります。

第4款衛生費は、支出済額12億8,702万9,708円で、前年度と比較して8億4,530万3,577円の減額で、執行率99.2%であります。

次に、11、12ページをごらんください。

第5款農林水産業費は、支出済額4億528万5,679円で、前年度と比較して2,002万5,227円の減額で、執行率は96.7%であります。

第6款商工費は、支出済額4億644万3,236円で、前年度と比較して1億3,856万8,153円の増額で、執行率は99.4%であります。

第7款土木費は、支出済額3億3,176万5,250円で、前年度と比較して1億2,423万8,301円の減額で、執行率は97.8%であります。

第8款消防費は、支出済額6億641万6,920円で、前年度と比較して656万6,349円の減額で、執行率は99.3%であります。

次に、13、14ページをごらんください。

第9款教育費は、支出済額7億5,233万1,884円で、前年度と比較しまして7,239万6,587円の減額で、執行率は97.5%であります。

第10款災害復旧費は不執行であります。

第11款公債費は、支出済額9億3,043万7,089円で、前年度と比較しまして3,093万6,667円の増額で、執行率は99.8%であります。

第12款予備費は不執行であります。

繰越明許費は9,872万940円の増額で、執行率は99.3%であります。

事故繰越は7,707万250円で、前年度と比較して皆増であります。

次に、歳出合計を見ていただきますと、予算現額 9 億 5 億 6 , 6 2 2 万 3 , 0 0 0 円に対し、支出済額は 9 億 3 億 9 , 6 4 8 万 2 , 3 1 6 円で、前年度と比較して 5 億 5 , 3 6 8 万 2 , 7 6 2 円の減額となり、率にしまして 5 . 5 % の減少となります。翌年度繰越額は 4 , 0 0 0 万円、不用額は 1 億 2 , 9 7 4 万 6 8 4 円で、執行率は 9 8 . 2 % となっております。

なお、この一般会計歳出の不用額でございますが、各節で 5 0 万円以上生じたものにつきましては、その主な理由を 3 9 ページから 4 6 ページに掲載していますのでご参照ください。

次に、1 5、1 6 ページをごらんください。

これは一般会計の歳入歳出決算額を円グラフであらわしたものでございます。構成比率の高い順から記載してあります。なお、括弧内の数字は前年度の構成比であります。

1 7 ページをごらんください。

この表は、一般会計の歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものでございます。合計額 9 億 3 億 9 , 6 4 8 万 2 , 0 0 0 円のうち、義務的経費は 4 億 9 , 7 0 1 万 4 , 0 0 0 円で、全体の 4 4 . 7 % を占めております。

投資的経費は 1 億 2 億 5 , 9 8 7 万 5 , 0 0 0 円となり、普通建設事業費と同額で、構成比は 1 3 . 4 % となっております。その事業内容は 1 8 ページの事業明細表のとおりであります。

次に、その他の経費でございますが、3 億 9 億 3 , 9 5 9 万 3 , 0 0 0 円で、構成比率は全体の 4 1 . 9 % であります。

なお、この性質別経費を円グラフであらわしたものが 1 8 ページに掲載してあります。

次に、1 9、2 0 ページをごらんください。

この表は、平成 4 年度から国保・老人保健・公共下水など、各特別会計の繰出金と病院及び水道の企業会計並びに消防・広域行政、広域連合の三つの一部事務組合への負担金についての支出の状況をまとめたものであります。

下段の平成 1 9 年度の欄をごらんください。

国保・老人保健・公共下水の三つの特別会計の繰出金はそれぞれ記載のとおりで、計 5 億 2 , 3 4 5 万 6 , 0 0 0 円であります。一方、病院と水道の二つの企業会計と紀北消防・広域連合の二つの一部事務組合への負担金は、計 1 億 5 , 9 2 8 万 3 , 0 0 0 円であります。

繰出金と負担金の合計は16億8,273万9,000円で、これを前年度と比較しますと9,425万円の減額となります。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

続きまして、21ページ、22ページをごらんください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調であります。

款別に主な科目を見てみますと、第1款国民健康保険税は、収入済額6億8,915万3,309円で、前年度と比較しまして875万9,824円の増収で、不納欠損額は104件の2,956万9,381円で、前年度と比較しまして1,043万228円の増額であります。収入未済額は2億9,240万1,323円で、前年度より2,155万3,190円の減少で、収入率は99.6%、収納率は68.1%であります。前年度より1ポイント上昇しております。

次に、第2款国庫支出金の収入済額は7億9,805万2,715円で、前年度と比較しまして1,771万2,134円の増額であります。

第3款療養給付費等交付金は、収入済額7億3,991万7,634円で、前年度と比較して9,590万1,550円の増額であります。

第4款県支出金は、収入済額1億2,353万4,109円。

第5款共同事業交付金は、収入済額2億9,281万9,533円。

第6款財産収入は記載のとおりであります。

第7款繰入金は、収入済額4億548万9,117円。

第8款繰越金は、前年度からの繰越金6,998万9,090円であります。

次に、23、24ページをごらんください。

第9款諸収入は、収入済額697万465円。

繰越明許費は、収入済額257万4,000円であります。

歳入合計は、予算現額31億5,942万9,000円、調定額34億5,068万1,676円、収入済額31億2,871万972円、不納欠損額2,956万9,381円、収入未済額2億9,240万1,323円で、収入率は99.0%、収納率は90.6%となっております。

次に、歳出款別決算額調であります。

25、26ページをごらんください。

第1款総務費は、支出済額6,096万9,442円で、前年度と比較しまして563万2,465円の減額で、執行率は95.2%であります。

第2款保険給付費は、支出済額19億717万5,588円で、前年度と比較しまして1億1,937万6,102円の増額で、執行率は94.6%であります。

第3款老人保健拠出金は、支出済額5億612万4,947円で、前年度と比較しまして6,241万7,709円増額で、執行率は99.9%であります。

第4款介護納付金は、支出済額1億3,931万9,713円で、前年度と比較しまして781万7,402円の減額で、執行率は99.9%であります。

第5款共同事業拠出金は、支出済額2億7,141万5,625円で、前年度と比較しまして1億2,181万9,640円の増額で、執行率は96.6%であります。

第6款保健事業費は、支出済額1,752万2,357円で、前年度と比較しまして5万8,606円の減額で、執行率は96.2%であります。

第7款公債費は不執行であります。

27、28ページをごらんください。

第8款諸支出金は、支出済額3,103万1,746円で、前年度と比較しまして301万4,198円の減額で、執行率は96.7%であります。

第9款予備費は不執行であります。

第10款基金積立金は、支出済額6,388万6,000円で、国保財政調整基金へ積み立てております。

繰越明許費の支出済額は257万3,550円で、国保診療報酬等電算委託料に係るものであります。

以上、歳出合計は、予算現額31億5,942万9,000円、歳出済額は30億1万8,968円で、前年度と比較しまして2億402万6,330円の増額、率にして7.2%の増加であります。不用額は1億5,941万32円、執行率は94.9%であります。

次に、29、30ページをごらんください。

この表は、老人保健医療事業特別会計の歳入款別決算調であります。

第1款支払基金交付金は、収入済額15億6,887万6,000円で、前年度と比較しまして1億6,715万7,803円の減額であります。

第2款国庫支出金は、収入済額10億885万6,744円で、前年度と比較しまして2,231万1,438円の増額であります。

第3款県支出金は、収入済額2億4,745万3,691円で、前年度と比較しまして199万3,657円の増額であります。

第4款以降は記載のとおりでございます。

以上、歳入合計は、予算現額34億8,007万3,000円に対し、調定額と収入済額は同額の31億3,122万6,401円で、収入率は89.9%、収納率は100%でございます。なお、収入済額を前年度と比較しますと、1億1,687万1,980円の減額で、率にしまして3.5%の減少であります。

次に、31、32ページをごらんください。

歳出であります。

第1款総務費は、支出済額1,876万1,590円で、執行率は98.0%であります。

第2款医療諸費は、支出済額30億4,802万9,853円で、前年度と比較しまして1億4,831万7,995円の減額で、執行率は88.8%であります。

第3款諸支出金は、支出済額3,028万9,000円で、前年度と比較しまして62万7,982円の増額となっております。

第4款公債費は不執行であります。

以上、歳出合計は、予算現額34億8,007万3,000円、支出済額は30億9,708万4,443円で、前年度と比較しまして1億4,711万4,922円の減額となっております。率にしまして4.5%の減、不用額は3億8,299万2,557円で、執行率は88.9%であります。

続きまして、33ページ、34ページをごらんください。

公共下水道事業特別会計でございますが、予算現額は歳入歳出とも同額の276万6,000円で、調定額、収入済額、支出済額いずれも同額の276万5,070円であります。

歳入の第1款繰入金の収入済額は、一般会計からの繰入金、歳出の第1款公債費の支出済額は、市債償還金元金及び償還金利子で、不用額は930円、収入率、執行率はともに99.9%となっております。

以上、平成19年度尾鷲市一般会計及び三つの特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明いたしました。

また、別途監査委員の監査意見書、主要施策の成果及び実績報告書、参考資料を添付してありますので、後ほどご参照ください。

なお、内容の詳細につきましては、決算審査特別委員会におきましてご説明いたしますので、何とぞご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（與谷公孝議員） 病院事務長。

〔尾鷲総合病院事務長（大倉良繁君）登壇〕

尾鷲総合病院事務長（大倉良繁君）引き続きまして、議案第59号「平成19年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」であります。お手元に配付の平成19年度尾鷲市病院事業会計決算書によりご説明いたします。

まず、決算の具体的な説明に入ります前に、平成19年度の病院の利用状況について説明します。

延べ入院患者数は7万9,191人で、うち一般病棟6万4,762人、療養病棟が1万4,429人で、前年度と比較して3,808人減少いたしました。また、延べ外来患者数におきましても、12万6,995人と前年度比で5,557人減少いたしました。

診療科別に見ますと、入院においては整形外科、泌尿器科が増加したものの、内科・循環器科、外科、小児科で減少しております。外来につきましては、外科、産婦人科医で増加しましたが、内科・循環器科、整形外科、眼科、皮膚科で減少しました。

病床利用率は、一般病棟において病床数199床に対し88.9%、療養病棟が56床に対し70.4%で、全体の病床利用率は84.9%と前年度に比べ4.3ポイント減少しております。

本年度の収益的収支の決算状況は、事業収益41億3,742万5,868円、事業費用43億2,801万653円で、当年度の事業結果として1億9,058万4,785円の純損失を計上しております。

それでは、平成19年度尾鷲市病院事業会計決算の主な内容についてご説明いたします。

1、2ページをごらんください。

収益的収入及び支出ですが、まず収入では、第1款病院事業収益の予算額41億1,093万5,000円に対し決算額41億4,492万3,268円で、3,398万8,268円の増額となり、予算額に対する収入率は100.8%となりました。

支出では、第1款病院事業費用で、予算額43億3,371万5,000円に対し決算額が42億8,264万3,791円で、不用額5,107万1,209円を生じ、予算額に対する執行率は98.8%となっています。

この表の各項の説明につきましては、後ほど損益計算書でご説明いたします。

3、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入についてですが、第1款資本的収入の予算額1億8,601万4,000円に対し決算額は1億8,646万円で44万6,000円の増額となり、予算額に対する収入率は100.2%となっております。

次に、支出は、第1款資本的支出の予算額2億6,100万2,000円に対し決算額は2億6,024万9,553円で、不用額75万2,447円を生じ、予算額に対する執行率は99.7%となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,378万9,553円については、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額10万6,454円及び過年度分損益勘定留保資金7,368万3,099円で補てんいたしました。

続きまして、5、6ページをごらんください。

損益計算書についてご説明いたします。

医業収益が39億4,687万1,318円、医業費用が40億9,780万3,934円で、医業損失1億5,093万2,616円を生じました。

次に、医業外収益が1億8,969万1,826円、医業外費用が2億2,820万8,572円となり、医業外収支は3,851万6,746円の損失が生じました。医業損失にこの額を加えた額1億8,944万9,362円を経常損失として計上しております。

特別利益は86万2,724円、特別損失は199万8,147円で、当年度純損失は1億9,058万4,785円となりました。この額に前年度繰越欠損金29億2,508万9,831円を加えた当年度未処理欠損金は31億1,567万4,616円となり、翌年度に繰り越されるものであります。

続きまして、7ページの剰余金計算書についてご説明いたします。

利益剰余金の部の1、欠損金につきましては、先ほど損益計算書でご説明したとおりであります。

次に、資本剰余金の部であります、国庫補助金、受贈財産評価額、寄附金につきましては変動がなく、その他資本剰余金において、当年度発生高1億2,691万円が増加となっておりますが、これは繰り出し基準に基づく一般会計からの費用最小化に対する繰入金です。これら資本剰余金の当年度末残高を合計した額42億3,058万165円が翌年度繰越資本剰余金となります。

次に、8ページの欠損金処理計算書ですが、これは先ほど損益計算書で説明し

たとおり、当年度未処理欠損金 31 億 1,567 万 4,616 円に対し、欠損金処理額はなく同額を翌年度に繰り越しするものでございます。

続きまして、9 ページから 11 ページまでの貸借対照表についてご説明いたします。

まず、資産の部ですが、1、固定資産の(1)有形固定資産で、イからへまでのそれぞれの資産額から減価償却累計額を差し引いた残高が 45 億 7,177 万 6,739 円となりました。(2)無形固定資産は 347 万 9,200 円となっています。(3)投資につきましては 963 万 1,880 円となりました。これら固定資産合計は 45 億 8,488 万 7,819 円です。

次に、流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品を合わせて 12 億 2,927 万 7,852 円で、前年度に比べ 6,259 万 3,569 円減少しております。

10 ページをごらんください。

3、繰延勘定は、(1)控除対象外消費税 6,140 万 1,030 円、固定資産、流動資産、繰延勘定を合わせた資産合計は 58 億 7,556 万 6,701 円となりました。

続きまして、負債の部です。

4、固定負債はございません。

5、流動負債についてですが、(1)一時借入金はありませんが、(2)未払金は 2 億 4,687 万 8,297 円であります。内訳は、32 ページに掲載しています。(3)その他流動負債は 1,661 万 9,959 円で、流動負債の合計が 2 億 6,349 万 8,256 円となっております。負債の部の合計は、流動負債合計額と同額の 2 億 6,349 万 8,256 円であります。

次に、資本の部です。

6、資本金は、(1)自己資本金は前年度と同額の 2 億 85 万 6,095 円、(2)借入資本金は 42 億 9,630 万 6,801 円で、全額企業債であります。他会計借入金はなく、借入資本金合計が借入資本金と同額で、資本金合計額は 44 億 9,716 万 2,896 円であります。

7、剰余金では、(1)資本剰余金は、国県補助金、受贈財産評価額、寄附金、その他資本剰余金を合計しまして 42 億 3,058 万 165 円であります。

11 ページをごらんください。

(2)欠損金であります。イ、当年度未処理欠損金が 31 億 1,567 万 4,616 円で、欠損金合計が 31 億 1,567 万 4,616 円となり、これを

資本剰余金合計額から差し引いた額 1 1 億 1 , 4 9 0 万 5 , 5 4 9 円が剰余金合計であります。資本金と剰余金の合計つまり資本の部の合計額が 5 6 億 1 , 2 0 6 万 8 , 4 4 5 円、負債の部と合わせた負債資本合計は 5 8 億 7 , 5 5 6 万 6 , 7 0 1 円となり、先ほど資産の部で説明した資産合計額と一致しております。

なお、12 ページ以降に病院事業会計の附属資料を掲載しておりますので、後ほどお目通ししていただきますようお願いいたします。また、別紙として尾鷲市監査委員の決算審査意見書を添付しております。

以上、簡単ですが、平成 1 9 年度尾鷲市病院事業会計の決算説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（與谷公孝議員） 水道部長。

〔水道部長（川端直之君）登壇〕

水道部長（川端直之君） 続きまして、議案第 6 0 号「平成 1 9 年度尾鷲市水道事業会計決算の認定について」ご説明申し上げます。

まず、決算書のご説明に入る前に、平成 1 9 年度の水道事業の概況についてご説明申し上げます。

お手元にある決算書の 1 1 ページをごらんください。

平成 1 9 年度の給水戸数は 1 万 2 4 7 戸で、前年度に比べて 3 4 戸の減であり、普及率は 9 9 . 8 % でございます。年間総給水量は 4 5 2 万 7 , 6 9 7 立方メートル、前年度比では給水量で 1 5 万 4 , 4 4 4 立方メートルの減、有収水量で 6 万 9 1 9 立方メートルの増となっております。

下段の建設改良工事につきましては、上水道において日尻野 3 4 号線配水管布設替工事を始め、老朽管の布設替工事及び道路改良に伴う配水管の布設替工事を実施いたしました。また、矢ノ浜浄水場更新事業では、管理棟建設工事と電気機械設備設置工事の完成に伴い、水道部庁舎を矢浜に移転いたしました。さらに桂山配水池には国庫補助により緊急遮断弁を設置しました。

簡易水道におきましては、三木里・古江・賀田・曾根地区の配水管布設替工事、三木浦・九鬼の水道施設においてポンプ設備の取りかえ、自動逆洗化工事を実施するとともに、各簡易水道の滅菌機の取りかえを実施しております。

以上、概略をご説明申し上げ、決算書の説明をさせていただきます。

決算書の 1 ページをごらんください。

(1) 収益的収入及び支出についてですが、収入の第 1 款水道事業収益、予算額 6 億 1 , 2 3 7 万 5 , 0 0 0 円に対し決算額は 6 億 2 , 1 3 5 万 7 , 6 9 9 円で、予算額を 8 9 8 万 2 , 6 9 9 円上回っております。

第 2 項営業外収益の決算額 6 , 3 6 5 万 9 , 8 5 6 円でございますが、この決算額から備考欄にあります消費税額 5 , 9 2 0 円を差し引いた額が、5 ページの損益計算書の 3、営業外収益の額と差異がございます。これは未収金となっている消費税還付金及び消費税確定申告の際、納税計算上出てくる差額と貸し倒れに係る消費税が税額控除となっているためです。この二つにつきましては、企業内部に留保されるもので、決算報告書には記載せず損益計算書では雑収益として計上しております。

次に、支出の第 1 款水道事業費用、予算額 4 億 8 , 6 5 2 万円に対し決算額は 4 億 5 , 9 2 1 万 2 , 5 3 7 円で、2 , 7 3 0 万 7 , 4 6 3 円の不用額を生じております。

続きまして、3 ページの (2) 資本的収入及び支出についてですが、収入の第 1 款資本的収入、予算額 1 6 億 5 , 3 9 6 万 7 , 0 0 0 円に対し決算額は 1 6 億 5 , 6 2 5 万 4 , 6 0 9 円で、予算額を 2 2 8 万 7 , 6 0 9 円上回りました。

次に、支出の第 1 款資本的支出、予算額は 1 9 億 1 5 8 万 2 , 7 1 7 円に対し決算額は 1 8 億 8 , 6 4 4 万 4 , 8 4 7 円で、不用額は 1 , 5 1 3 万 7 , 8 7 0 円となります。

資本的収支において収入額が支出額に対して不足する額 2 億 3 , 0 1 9 万 2 3 8 円は、下段に記述してありますように、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金で補てんいたしました。

次に、5 ページの損益計算書をごらんください。

1、営業収益 5 億 3 , 0 8 7 万 1 , 3 5 7 円から、2、営業費用 3 億 6 , 1 2 8 万 4 , 0 4 0 円を差し引いた 1 億 6 , 9 5 8 万 7 , 3 1 7 円が営業利益で、これに 3、営業外収益 1 , 8 8 3 万 2 , 5 9 6 円を加え、4、営業外費用 9 , 1 9 3 万 2 , 8 1 4 円を減額しますと、経常利益 9 , 6 4 8 万 7 , 0 9 9 円となります。この経常利益から、5、特別損失 3 4 万 3 , 9 0 0 円を減額した 9 , 6 1 4 万 3 , 1 9 9 円が当年度純利益で、前年度繰越利益剰余金 6 , 5 6 6 万 3 8 6 円を加えた 1 億 6 , 1 8 0 万 3 , 5 8 5 円が当年度未処分利益剰余金となります。

次に、6 ページの剰余金計算書をごらんください。

利益剰余金の部では、1、減債積立金は1億221万1,000円、2、建設改良積立金は2,854万169円で、積立金合計は1億3,075万1,169円となっております。3、未処分利益剰余金は、先ほどの損益計算書でご説明させていただきました当年度未処分利益剰余金1億6,180万3,585円となります。

続いて、資本剰余金の部ですが、1、工事負担金の当年度発生高370万円は、給水加入金でございます。2、国庫補助金の当年度発生高2,271万1,000円は、桂山配水池緊急遮断弁設置工事に対する国庫補助金でございます。3、他会計補助金の当年度発生高1,941万9,609円は、簡易水道起債償還元金に対する補助金収入でございます。4、受贈財産評価額の当年度の増減はなく、前年度末残額と同額となっております。5、その他資本剰余金の当年度発生高123万9,000円は、消火栓設置負担金収入でございます。翌年度繰越資本剰余金は12億381万7,165円であります。

次に、7ページの剰余金処分計算書でございますが、当年度未処分利益剰余金1億6,180万3,585円のうち1億円を法定積立金である減債積立金に積み立て、残額の6,180万3,585円を翌年度へ繰り越ししようとするものでございます。

次に、貸借対照表で、8ページから9ページをごらん願います。

資産の部、1、固定資産の(1)有形固定資産合計は64億6,522万2,551円で、これに(2)無形固定資産合計73万9,700円と(3)投資合計6万590円を加えた固定資産合計は64億6,602万2,841円あります。2、流動資産では、(1)現金預金から(4)その他流動資産までの流動資産合計は4億4,444万3,020円で、資産合計は69億1,046万5,861円あります。

次のページの負債の部では、3、固定負債合計額1億3,857万5,396円、4、流動負債合計額1,337万2,469円で、負債合計は1億5,194万7,865円あります。

資本の部では、5、資本金、(1)自己資本金11億6,061万7,111円、(2)借入資本金41億152万8,966円で、資本金合計は52億6,214万6,077円あります。

6、剰余金では、(1)資本剰余金合計は12億381万7,165円、(2)利益剰余金合計は2億9,255万4,754円で、剰余金合計は14

億 9,637 万 1,919 円となり、これに資本金合計 52 億 6,214 万 6,077 円を加えた資本合計は 67 億 5,851 万 7,996 円であり、負債資本合計は 69 億 1,046 万 5,861 円となり、前ページの資産合計額と同額になります。

以上で平成 19 年度尾鷲市水道事業会計決算の説明といたします。

なお、決算書の 11 ページから 29 ページまで決算附属資料を添付しておりますので、ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（與谷公孝議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保いたします。

なお、正午を過ぎると思いますが、このまま続行いたします。

次に、日程第 17、報告第 10 号「平成 19 年度健全化判断比率及び平成 19 年度資金不足比率の報告について」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） それでは、報告案件についてご説明いたします。

報告第 10 号の「平成 19 年度健全化判断比率及び平成 19 年度資金不足比率の報告について」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により報告させていただくものです。詳細につきましては、20 ページのとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率において、いずれも早期健全化基準を下回っております。また、公営企業においても、各会計とも資金不足が生じていないことを報告させていただきます。

議長（與谷公孝議員） 以上で報告は終わりました。

この際、報告に対し質疑がございましたら、報告案件であることをご留意の上、発言願います。ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ご質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

議題の件は報告案件でありますので、これをもって終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、明日 9 月 4 日から 8 日までを休会とし、9 日火曜日午前 10 時より本会議を開きますので、よろしく願います。

す。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 0時03分〕